

令和2年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第2号説明資料

令和2年2月13日

大磯町小児の医療費の助成に関する条例

資料

制定概要	1
制定内容	1～2
新旧対照表	
大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	3～4

子育て支援課

大磯町小児の医療費の助成に関する条例の制定について

○制定概要

小児の医療費の助成事業につきましては、平成7年から「大磯町小児医療費の助成に関する要綱」に基づき事業を運用していますが、将来にわたって小児を養育している者が安定して小児の医療費の助成を享受するため、規定内容を整理した上で「大磯町小児の医療費の助成に関する条例」を制定するものです。

○制定内容

第1条 目的

本条は、小児の医療費の一部を助成し、健康増進に資することを目的として定めます。

第2条 定義

本条では、「小児」や「医療費」などの条文中で使われる用語を定めます。

第3条 対象者

本条では、小児の医療費の助成を受けることができる者を定めます。

第4条 医療証の交付

本条では、医療証の交付について定めます。

第5条 助成の範囲

本条では、医療費のうち負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成することを定めます。

第6条 助成の方法

本条では、助成する額を病院等に支払うことや対象者に支払うことについて定めます。

第7条 届出義務

本条では、第4条に定める交付を受けた者の住所、氏名等に変更が生じた場合に届出が必要であることを定めます。

第8条 損害賠償との調整

本条では、医療給付の原因が第三者の行為によるもので、損害賠償がなされた場合には、助成は行わず、又は既に助成した額の返還を求めることができることを定めます。

第9条 譲渡又は担保の禁止

本条では、医療費助成を受ける権利を譲渡や担保に供することを禁止することを定めます。

第10条 助成費の返還

本条では、医療費助成を受けるにあたって不正行為があったと認められた場合に、その者へ助成した額の返還を求めることができることを定めます。

第11条 委任

本条では、この条例の施行に関し必要な事項を、規則で定めます。

附則第1項 施行期日

条例の施行日は、令和2年10月1日とすることを定めます。

附則第2項 経過措置

施行日以後に行われる医療に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることを定めます。

附則第3項

施行日に交付されている医療証は、第4条の規定により交付された医療証とみなすことを定めます。

附則第4項 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

本条例を制定するにあたり、「大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に記載されている「大磯町小児医療費の助成に関する要綱」を削除し、「大磯町小児の医療費の助成に関する条例」とすることを定めます。

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正案	現行																												
<p>第1条～第6条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (抄)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)</p> <p>4 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大磯町条例第36号)の一部を次のように改正する。 別表第1中「大磯町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年大磯町告示第46号)」を「大磯町小児の医療費の助成に関する条例(令和2年大磯町条例第●号)」に改める。 別表第2中「大磯町小児医療費の助成に関する要綱」を「大磯町小児の医療費の助成に関する条例」に改める。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>3 町長</td> <td>大磯町小児の医療費の助成に関する条例(令和2年大磯町条例第●号)による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th style="width: 30%;">事務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	省略		3 町長	大磯町小児の医療費の助成に関する条例(令和2年大磯町条例第●号)による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	省略		執行機関	事務	特定個人情報	省略			<p>第1条～第6条 省略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>3 町長</td> <td>大磯町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年大磯町告示第46号)による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th style="width: 30%;">事務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	省略		3 町長	大磯町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年大磯町告示第46号)による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	省略		執行機関	事務	特定個人情報	省略		
執行機関	事務																												
省略																													
3 町長	大磯町小児の医療費の助成に関する条例(令和2年大磯町条例第●号)による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																												
省略																													
執行機関	事務	特定個人情報																											
省略																													
執行機関	事務																												
省略																													
3 町長	大磯町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年大磯町告示第46号)による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																												
省略																													
執行機関	事務	特定個人情報																											
省略																													

改正案			現行		
3 町長	大磯町小児の医療費の助成に関する <u>条例</u> による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	3 町長	大磯町小児医療費の助成に関する <u>要綱</u> による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
省略			省略		
別表第3 省略			別表第3 省略		